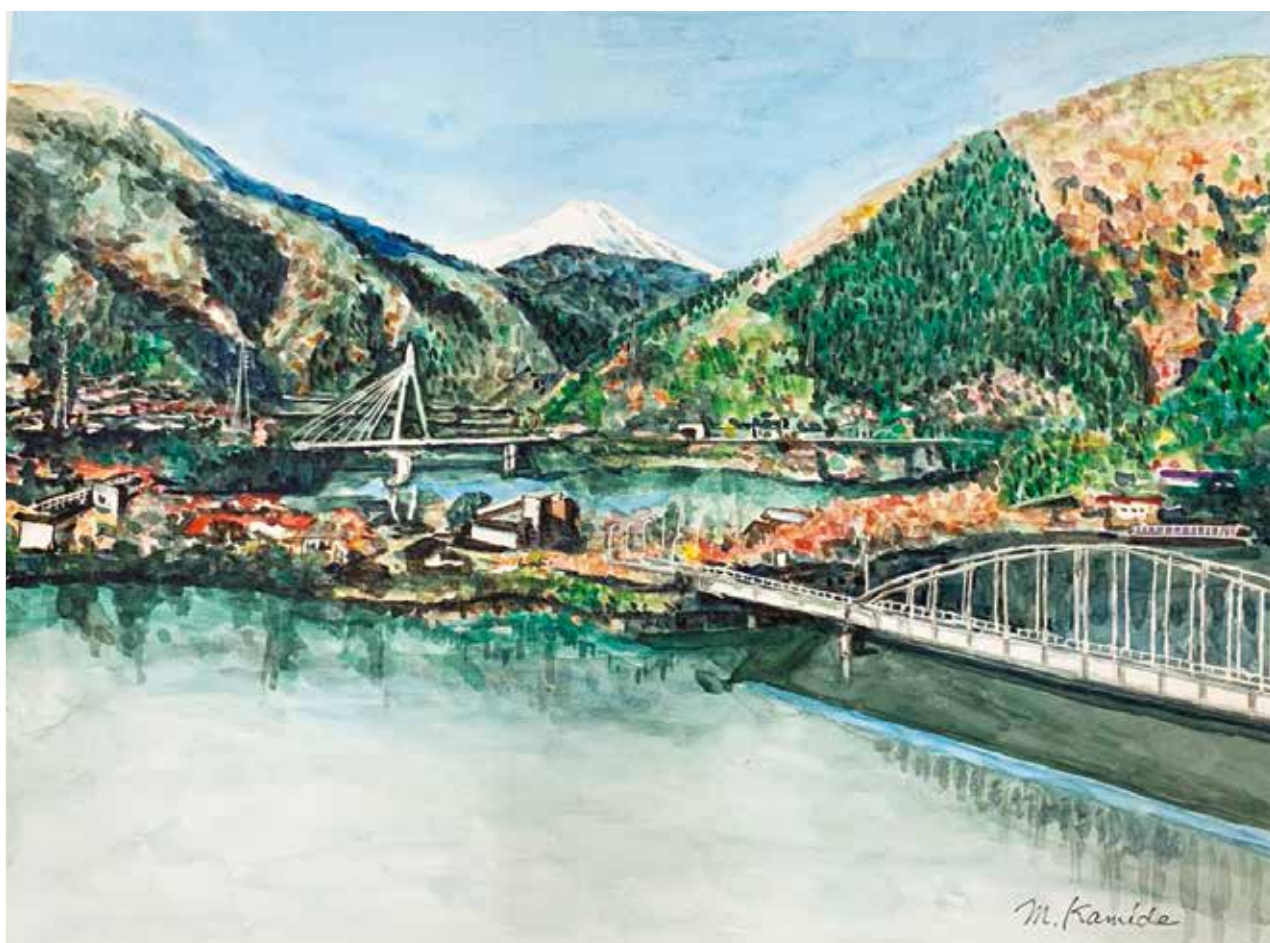


with

NO.313

令和5年11月発行

いっしょに



「丹沢湖」上出雅彦 画

目次

■令和5年度税制改正への法人会からの提言	2～5ページ
■新会員紹介コーナー・事業活動スケジュール	6ページ
■紙幣の役割が終わる時	7ページ
■表紙の紹介	8ページ
■関東大震災から100年の今(3)	9ページ
■日本政策金融公庫からのお知らせ	10ページ
■小田原労働基準監督署からのお知らせ	11ページ
■小田原税務署からのお知らせ	12ページ
■湘南ベルマーレフットサルクラブからのお知らせ	13ページ
■小田原県税事務所からのお知らせ	14ページ
■小田原税務署からのお知らせ	15ページ
■ふれあい いんぷおめーしょん	16ページ

ホームページも是非ご覧ください

小田原法人会

検索



<http://www.odawara-hojinkai.com>

法人会

令和6年度 税制改正提言

経済再生には中小企業の力が不可欠。 健全な経営に取り組む 企業に実効性ある支援を！

このほど法人会は令和6年度税制改正で実現を求める提言をまとめ、今後、政府や関係省庁をはじめ地方自治体に要望活動を展開していきます。

今、政府が提唱する少子化対策や防衛力を担う財源論を先送りする現状にあり、財政規律を毀損させかねない実情にあります。

法人会は速やかに2025年度の基礎的財政収収の黒字化を確実に達成するとともに、財政健全化の徹底を図れと強く提言しています。



【第39回全国大会 (10/18)】

紙幅の関係上、抜粋掲載します

1 税・財政改革のあり方

新型コロナウイルスによるパンデミックは世界的に収束段階となり、我が国も社会経済活動がほぼコロナ禍以前の状態に戻った。

これに伴い税財政政策の運営も平時のそれに戻るわけで、本来の税財政改革に向けた議論を可能にする環境が整ったといえる。

それにしてもコロナ禍が我が国財政に与えた打撃は甚大

であった。国債残高はコロナ

対策財源として発行された約100兆円が一気に上積みされ、1,000兆円をゆうに超えてしまった。地方を含め

ると長期債務残高は国内総生産(GDP)の2.2倍以上に上り、先進国の中で突出して悪化している。

まずはこのコロナ対策財源の借金をどう返済するかが重要な課題なのだが、その議論

が全くないのは極めて遺憾である。すでに米国や英国、ドイツなどの先進諸国では早く

から増税を含む借金返済計画を策定し一部を実施に移している。我が国だけが議論さえ封印していたのでは国際社会の常識からみても異様であり無責任である。

我が国財政の最大の問題は「中福祉・低負担」といういびつな税財政構造にある。歴代政権のほとんどが身の丈以上に「給付」を拡大させ、それに見合う「負担」を回避してきた結果である。

これを「中福祉・中負担」の均衡構造に改革しなければ、先進国で最速のスピードで進む少子高齢化や人口減少、そして財政の健全化に対応できない。

岸田政権は「異次元の少子化対策」を打ち出しながら、有力な財源となり得る消費税など新たな負担は求めないとしている。少子化対策は目的

税としての消費税の対象分野である。コロナ対策財源も医療分野はその対象になる。

ただいたずらに消費税を否定していたのでは、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化を両立させる税財政改革の議論は成り立たないし、国の未来も開けないであろう。

1. 財政健全化に向けて

コロナ対策では主に補正予算で編成された必要以上の多額な予備費や膨大な使い残しの発生など、財政規律が大きく毀損された。コロナ禍がほぼ収束した今、財政運営にとって重要なことはコロナ予算を検証しつつ財政規律をどう回復させるかである。

岸田政権の主要政策を見ると、財政規律の回復どころか、それに逆行する動きとなっている。防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定したが、その財源が極めて曖昧なのである。法人税などによる1兆円増税以外は、「歳出改革」や「決算剰余金の活用」など大半が財源として安定性を欠いている。これで国家の根幹である安全保障が大丈夫なのか、強い危機感を感じる。

「異次元の少子化対策」では前述したように、今後3年間で必要な追加予算額を3,5兆円とし、2030年代には倍増を目指すという。これも財源には消費税などの新たな税負担は考えず、歳出改革などにより確保するとしたただけで具体的な中身は定まっていない。仮に財源確保ができない場合、結局は少子化対策も防衛費も国債頼みになるという懸念が拭えない。

国と地方のPB黒字化という財政健全化の目標年度である2025年度が眼前に迫ってきた。本年7月に内閣府が発表した「中長期の経済財政に関する試算」では、高い成長率を前提とした場合でも2025年度には1.3兆円の赤字が残り、黒字化は2026年度になるとする一方で、歳出改革を継続すれば2025年度の達成も視野に入るとした。ただ、この試算には「異次元の少子化対策」を反映していないため目標達成は極めて難しいとみられる。

しかし、2025年度目標が達成できてもできなくても、来年度にはその後の中長期を視野に入れた財政健全化の枠組みについて議論を開始せねばならない。その際にはまず、

金利が正常化に向かうことを前提にする必要がある。我が国でもデフレ局面が終わり、日銀のゼロ金利政策が変化しつつあるからである。

つまり、異次元緩和下では黙っていても低下してきた健全化目標の一つである債務残高対GDP比の流れが持続できなくなる可能性が高い。

このため、債務残高対GDP比を安定的に引き下げていくには、単なるPB黒字化ではなく一定の黒字幅を確保せねばならない。

また、PBの歳出には払込費が含まれないが、先進各国のようにこれを含む財政収支の黒字化を新たな健全化目標として採用することを提案したい。

負担をあやふやにし歳出だけを先行実施するような財政運営を是正するには、米国の採用している「ペイアズユーゴー原則」も有効であろう。

これは新しい政策には歳出削減による財源捻出が必要で、それができなければ増税で財源を確保せねばならないという仕組みである。

忍び寄る財政危機を回避するには、こうした厳しい財政規律を確立する以外に道はないであろう。

(1) 財政健全化は国家課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(2) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府による過剰な依存が主因とはいえず、日銀の国債保有は異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。

このため、日銀は長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）の修正によるゼロ金利政策の一層の柔軟化に乗り出している。今後の金融政策は正常化に向かうとみられるが、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、市場の動向を見極めながら副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

我が国はすでに指摘したよ

うに、先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。

そうした中で社会保障給付費は高齢者人口がピークを迎える2040年には、190兆円（令和5年度 約134兆円）に達する見込みである。目の前には、団塊の世代すべてが後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」もある。

持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立という国家課題はこうした前提の下で問われている。

これを解決するには「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革するしか方法はない。

具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することである。

社会保障給付費で最も増加額が大きいのは医療分野である。その意味で注目されるのは、来年度が二年に一度の改定年にあたる診療報酬と、三年ごとの介護報酬改定が同時になる点である。

とくに診療報酬は前回もそ

うであったが、過去のほとんどの改定で「薬価」の引き下げが「本体」（医師の人件費等）の引き上げ分を吸収する形で全体を引き下げる手法をとってきた。今度こそ本体にどう切り込むかが問われよう。

医療分野では激務である勤務医と開業医の収入格差や都市と地方、診療科によって医師が偏在する実態が指摘されて久しい。その一因として診療報酬の配分のあり方がメリハリを欠くためではないかとの見方が多い。

また、開業地域も診療科も規制がない我が国独特の自由開業制度が医師の偏在を助長しているとの指摘もある。欧米では開業地域や診療科ごとに定員を設定するなど何らかの人的規制がある。診療報酬が税金と保険料が原資であることを考えれば、規制すべきところは規制する。それが真の規制改革ではないか。

社会保障の基本は「自助」「公助」「共助」であり、その役割と範囲を不断に見直すことが重要であり、その際には公平性の視点が欠かせない。とりわけ、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に

応じた公平な負担を原則とする必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。

また、都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリック普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成した後も、その供給体制の在り方を含め議論する必要がある。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、医療と同様に公平性の観点から給付と負担のあり方をさらに見直すべきである。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

（次頁）

(前頁)

(5) 少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ案が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。

また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因とされており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援する政策を含め、税制と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

一昨年には「デジタル庁」、本年には「こども家庭庁」と官庁の創設が目立っている。しかし、共に期待された役割を果たしているとは言いがたい。その原因として政治のリーダーシップの欠如が指摘されている。

我が国のデジタル化は行政サービスや社会経済活動にとって不可欠とされながら、立ち遅れが目立っていた。デジタル庁はコロナ禍でも表面化した国と地方、省庁の縦割りを横断する組織として、その機能を期待されていた。

しかし、後述するマイナンバーカードの情報管理の杜撰などでスタートからつまづいている。こども家庭庁も省庁間の縦割りを排し一元的にこどもと家庭の問題を扱うという組織だが、各省庁の関連予算をかき集めただけで骨太なグランドデザインを描き切れていない。肝心の「幼保一元化」についても後ろ向きのままである。

Ⅱ 経済活性化と中小企業対策

我が国経済は急激に上昇した物価が高止まりしているとはいえ、コロナ禍がほぼ収束したこともあり落ち着きを取り戻してきた。ただ、過熱していた欧米景気に連続的な利上げによる減速懸念が出ているうえ、中国経済の成長鈍化も加わり不透明さを増している。

こうした中で岸田政権は「成長と分配の好循環」を目指す「新しい資本主義」の看板の下、デジタル化や化石燃料に頼らないグリーン化などを推進しようとしているが、まだ具体的成果は見られていない。経済界もこの看板に呼応する形で相応の賃上げを実施したが、物価を考慮した実質賃

金では両庁とも屋上屋を重ねるだけで大きな政府に道を開きかねない。官僚組織は常に肥大化する習性があるといわれる。そうならないよう国民の厳しいチェックが必要である。

また、行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。

金は伸びておらず、賃上げの持続化と膨大な内部留保の活用が問われている。

覇権主義的な動きを強める中国を念頭に置いた経済安全保障では、欧米と歩調を合わせる形で本格化させており、その成果が注目されている。また、本来の経済外交では英国の環太平洋経済連携協定(TPP)加盟を後押しすることなどで成果をあげたが、問題は本命である米国の復帰を実現できるかどうかである。

さらに岸田政権に求めたいのは、アベノミクスで極めて中途半端に終わった農業や医療分野などいわゆる岩盤規制の改革である。この分野には強力な反対勢力が存在するが、

ここに切り込んでこそ「新しい資本主義」であろう。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

原材料をはじめとした物価の高止まりは我が国経済、とりわけ中小企業に大きな重荷となっている。いまだにコロナ禍による打撃を引きずっているところも少なくない。

中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。モラルハザードの誘発には注意しなければならないが、健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえよう。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必

要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和6年3月末日となっている適用期限を延長する。

(3) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和6年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める

中小企業は、先に指摘したように地域経済や雇用の確保などに大きく貢献している。

中小企業が相続税の負担によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。

とくに、事業継続に資する相続については、事業従事者条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画の提出件数は伸び悩んでおり、政府は制度の検証を行う必要がある。

また、特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。

特例承継計画の提出期限等の延長を求めるとともに、事業承継がより円滑に実施できるように以下の措置を求める。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ②コロナ禍の影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対して要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

(3)取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。

取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評

価のあり方を見直す必要がある。

3. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。

このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。

また、先ごろ導入されたインボイス制度については、事業者の事務負担が増加したり、免税事業者が取引から排除されるなどの理由により休廃業に追い込まれることのないよう、「区分記載請求書等保存方式」を当面維持する等、弾力的に対応することを求めた。

政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1)インボイス制度の導入にあたり、国は事業者に混乱が生

じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。

また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(2)消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題

Ⅲ 地方のあり方

●広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。

基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

●国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。

●地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイス指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしてお

となっている。

消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3)インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するため、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。システム改修や従業員教育などについて、中小企業に対する特段の配慮が求められる。

り、適正な水準に是正する必要がある。

そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

●地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

法人会税制提言の全文は、
全法連HPをご覧ください

新会員紹介コーナー

令和5年8月4日～令和5年9月25日（敬称略）
※新入会員6社の内、情報公開に同意された3社を掲載しております。

★川東支部

三喜(株)	石井孝明	総合サービス業	小田原市高田 661-4	0465-42-1915
-------	------	---------	--------------	--------------

★南足柄・山北支部

(有)山本精肉店	山本雄介	小売・販売	南足柄市狩野 408	0465-74-0157
----------	------	-------	------------	--------------

★足柄支部

(株)あすなろ	野邊正洋	養鯉・魚類の販売	平塚市片岡 50-1	0463-74-6918
---------	------	----------	------------	--------------

今後の事業活動スケジュール〈令和5年11月～令和6年1月〉

※詳細はお問い合わせください。事務局（0465-23-3641）

日 時			行 事 名	場 所	対 象
11月	1日（水）	14：00～16：30	年末調整説明会	おだわら市民交流センター UMECO	法人
	15日（水）	14：00～16：30	年末調整説明会	おだわら市民交流センター UMECO	法人
	11日（土） 12日（日）	10：00～20：00	第21回小学生の税の写真展	ダイナシティウエスト	小学生
12月	11日（月）	14：00～16：30	決算法人説明会（12月決算法人対象）	おだわら市民交流センター UMECO	法人
1月	18日（木）	14：00～16：30	決算法人説明会（1月決算法人対象）	おだわら市民交流センター UMECO	法人
	22日（月）	未定	賀詞交歓会	湯本富士屋ホテル	法人

※「決算法人説明会」及び「新設法人説明会」は先着順の事前申し込み制です。



【問題】

※空いているマスに漢字を入れて、四字熟語を完成させましょう。

すべて完成させ、タテに読むと、また別の四字熟語が完成します。 なんだかわかりますか？

① 思 案 投 ？

竜 頭 蛇 ？

？ 網 打 尽

突 ？ 作 業

② ？ 祖 伝 来

鬼 ？ 仏 心

信 賞 ？ 罰

優 ？ 劣 敗

【作者紹介】 株式会社ニコリ

日本初のパズル専門誌「パズル通信ニコリ」を発行する出版社。

（答えは14頁にあります）

紙幣の役割が終わる時

ジャーナリスト 海部隆太郎

来年夏に日本銀行券が改刷される。20年前に現在の紙幣を手にしたときは、少しだけワクワクする気持ちがあった。だが、今回はどうしても同じような感覚にならず、新デザインに「いいね」をスタンプする気もない。今回は朝一番で銀行へ両替に行き、同僚や家族に見せて楽しんだが、そのような行動をとることはないだろう。

必要となるから。その回数も極端に減ってきていることは寂しい限りだ。

最近のニュースでよく取り上げられているのが、国立印刷局が新日銀券の印刷で大忙しだというニュース。新札発行の最大の目的は偽造防止だと強調し、そのほかにもタンス預金をあぶり出す狙いもあると付け加える。家の中にしまい込んだ旧札を新札に交換する際、一定額が消費に向かうのではないかという。本当にそうなのか疑義がある。

もともと財布の中身は今も昔も少額しか入っていない。これだけ是不変なのが、新札の登場とは無関係な話と言ふなかれ。昔と違うのは日々の買い物での支払いだ。キャッシュレス化が普通になり、むしろ現金を持つことが煩わしくさえ感じ始めている。財布から現金が無くならず、補充する必要もないので薄いままの状態が続く。それでもATMで現金を引き出すことはある。その資金使途は友人との飲み会のとかがほとんどで、割り勘のためには現金が

タンス預金は是か非か

エコノミストらが指摘しているタンス預金の根拠は、日銀の資金循環統計からの推計。2022年の資料では、家計における資金分析で現金・預金は1091兆円。このうち現金が109兆円あり、その半分がタンス預金と見られるという。もう少し詳しい根拠が示されればいいのだが、50兆円は家庭の中で保管さ

れているということらしい。

一定額を家に置いておかないと気が済まない人がいる。銀行が破綻すれば1000万円までしか保護されないし、お金を金融機関にすべて預けてしまうと、公的な部門に財産を把握されてしまうかもしれないとの懸念や、相続税対策として家に大金を保管する人もいるといわれている。別な理由で現金を家に置く人もいるだろう。それぞれ理由はさまざまだが、好ましいとは思えない。防犯面から見れば、アポ電強盗など許しがたい輩が出現する要因になるなど、犯罪を誘発する危険があることは間違いない。

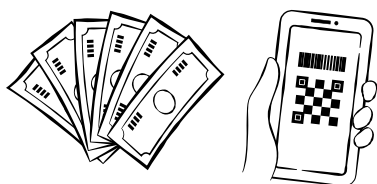
このように考えるとタンス預金を肯定できる要素はなさそう。個人の自由ではあるが、税逃れなどであれば許しがたい行為になる。タンス預金をしたくてもできない者のひがみかもしれないが、

いずれにせよ、デジタル通貨の研究が本格化しており、

キャッシュレス社会と相まって、現金紙幣の存在価値は薄れていく方向にあることは断言できる。膨らんだ財布を持たないと気が済まない人は考え方を改める時期に来ている。新札の発行は今回が最後になるのでは、とはいい過ぎだろうか。

【筆者紹介】

海部隆太郎（かいべ・りゅうたろう）法政大学卒。日本工業新聞社、IT企業を経てフリー。中小企業を中心に企業が抱える幅広い課題の取材・執筆活動を展開する。



入って良かった！ 法人会を目指します

会員増強運動

様々な経営者との交流で、
良き経営者を目指す！



実施中！

税の正しい知識を
身につける！



未加入のお取引先・お知り合いの方がおられましたら、
入会をお勧めください。

表紙の紹介

「丹沢湖」

上出雅彦 画

丹沢湖

丹沢湖は、昭和53年、西丹沢の酒匂川水系の河内川に建設された三保ダムにより誕生した人造湖です。

湖畔からは美しい富士山を望むことができ、春は桜、秋には紅葉など、四季折々の景色が楽しめます。

毎年11月には「丹沢湖マラソン大会」が開催されており、約4000人の参加者が紅葉の中で競い合います。

丹沢湖についてもっと知りたい人には「丹沢湖記念館」がおすすすめ。屋上には展望台もありますよ。



【お詫びと訂正】『With』N0.312（令和5年9月号）で掲載しました「小田原税務署幹部職員プロフィール」に誤りがございました。正しくは下記の通りです。お詫びして訂正いたします。

（誤）署長 中山 覚

前任：預金保険機構 特別業務部 特別調査二課長

（正）署長 中山 覚

前任：国税庁長官官房 国際業務課 国際企画官



～関東大震災から百年の今～ (3)震災からの避難生活

突然の大地震に見舞われ、正確な情報が全く手に入らないなかで被災した人びとはどのように対処していったのでしょうか。今回は直後の1ヶ月の様子をみることにします。本震による家屋の倒壊の音も聞こえないほど緊張したなかで、頻繁に起きる余震の間をぬって小田原の人びとがまず目にしたものは、変わり果てた町並や猛威をふるう火事の炎でした。片岡永左衛門は「大変災に意識変調、悲哀の感も容易」にはおきず、逆に「天地任せで心身共に軽き感」じがした、尾崎一雄は「深い深い底なしの無力感」を感じたと記しています。

倒壊した家屋から家族や隣人を助け出すと、とりあえず避難の場所へ移動が始まります。避難場所は地割れから身を守るための竹藪、空地となっていた海岸、国道、鉄道線路敷、駅、小学校運動場が主な場所でした。多くの人は情報を求めて駅周辺に集まったようですが、鉄道施設の破壊のため交通は途絶え、東京・横浜は全滅らしい（逆に京浜地域では小田原は全滅）といった噂が流れ、さらに朝鮮人・社会主義者の暴動といった流言蜚語が伝わると、竹槍を持った自警団による見回りが始まり、人びとはさらなる異様な恐怖を感じるようになります。

4日になって神奈川県下に戒厳令（非常事態に軍隊が兵力をもって警備する令）がかけられると、被災民救助策や復旧にむけての動きが活発化しはじめます。復旧の妨げになるようながれきの撤去や幹線道路の警備を始め、治安や救護の対応については軍隊によって取り仕切られました。次に9月中の復旧に関するさまざまな動きを項目ごとに挙げてみることにします。

飲料水の確保

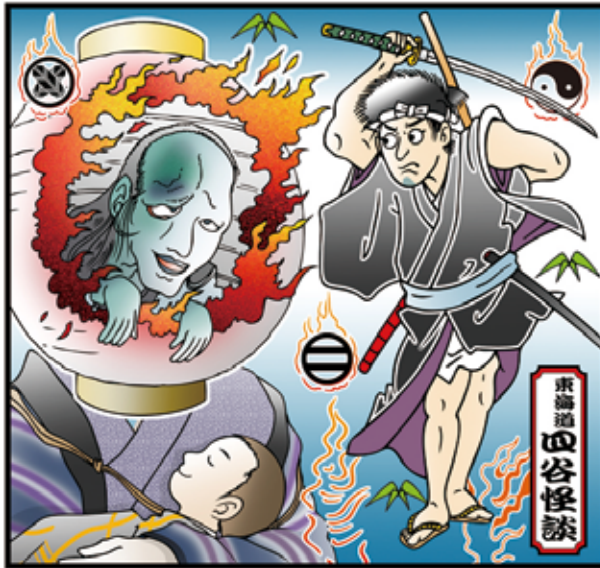
当時小田原町には上水道施設はありません。板橋から取水した水道水路を利用していましたが、途中で寸断され、もっぱら井戸（個人のものは少なく共同井戸）に頼るしかありません。急遽、町内3箇所に共同井戸を掘削しますが、十分な提供はできなかったようです。後には井戸の水位の低下という現象があらわれます。

食糧の確保

米は各家庭で玄米で保存する方法がとられていましたが、不足の分については小田原駅の貨物倉庫や

7つの間違い探し

*右の絵と左の絵には相違点が7か所あります。
見つかりますか？（答えは14頁にあります）



【作者紹介】神谷一郎（かみや・いちろう）

専修大学法学部卒業後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・水彩画挿絵等で活躍中。

銀行の保有米を小田原町が買い上げ、配給する方法がとられました。震災直後には食糧を積んで立ち往生した貨車からの略奪行為もみられたようです。野菜などは近在の農家からの供給も多く見られます。9月半ばからは関西などから軍艦・商船により救援物資が海路届くようになります。

鉄道（東海道線・熱海線）

東海道線は9月21日からは国府津駅から単線で運転が始まりますが、墜落した馬入鉄橋周辺は徒歩での船を利用する連絡がなされます。熱海線は10月15日からは小田原・国府津間が復旧します。根府川地区の土砂災害に巻き込まれた根府川駅は大正13年7月復旧しますが、完全に復旧するのは大正14年となりました。

電気

主要な電柱は南東側に傾きましたが大きな支障はなかったため、静岡県側からの電力の供給を受けて、9月10日官公署、21日1戸1灯、23日街灯にと、徐々に復旧されていきました。

住宅

農村部では引き直しといって、そのまま家屋を再建するため集落ごとに静岡県に器具を求めに行ったという記録が残されています。しかし、小田原町は火災被害が大きかったため、焼け残ったトタン板を組み合わせてつくる「バラック」が9月から10月にかけて建てられるようになります。雨風を何とかしのげる程度で、商売もはじめられます。瓦礫の撤去が進むと、廃材を利用した小屋掛けの仮

建築が多くみられるようになりました。

このように、1ヶ月ぐらいすると地震被害を乗り越え、とりあえずの生活が確保できるようになり、余震が続く合間をぬうようにして復旧・復興へむけて歩みを進めることになります。

その後の復旧・復興については次回で紹介します。



竹藪での避難生活
（小暮次郎 小田原市郷土文化館所蔵）



焼け跡のバラック生活
『1枚の古い写真』小田原市立図書館所蔵



「事業資金」受付中!!

日本政策金融公庫・小田原支店（国民生活事業）では、幅広い業種の事業を営む方に、商品仕入資金、ボーナス資金、諸経費支払資金等の運転資金や店舗改装、機械購入等の設備資金の融資をお取り扱いしております。

長期のご返済で、利息は固定金利です。

この他、新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた中小企業・小規模事業者の皆様を対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」もお取り扱いしております。

日本政策金融公庫小田原支店
（国民生活事業）融資相談係
0465（23）3175

新型コロナウイルス感染症関連の融資のご案内

新型コロナウイルス感染症特別貸付

ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業績悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業績が回復し発展が見込まれる方 (1)最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月の平均売上高が、前5年のいずれかの年の同期と比較して、5%以上減少 (2)業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月の平均売上高が、次のいずれかと比較して、5%以上減少 ①過去3ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10月～12月の平均売上高 (3)債務負担が重くなっている方	資金の お使用みち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金	
		融資限度額	別枠 8,000 万円	
		利率(年) (注)	6,000 万円以下	基準利率 - 0.5% 3年経過後：基準金利
			6,000 万円超	基準金利
		ご返済期間 <据置期間>	設備資金：20 年以内 <うち 5 年以内> 運転資金：20 年以内 <うち 5 年以内>	

税に関する無料相談所

小田原支部の税理士が直接相談に応じます。もちろん、ご相談内容の秘密は厳守いたします。来所相談、電話相談ともに事前に電話で相談日の予約をしてください。詳しくは、電話またはホームページでご確認ください。

場所	小田原箱根商工会議所会館 6 階 東京地方税理士会小田原支部事務局	
電話	0465-24-0195	
相談日時	毎週水曜日 13時30分～16時 ※毎月25日以降はなし。1月1日～10日、2月16日～3月15日は休み。	
相談内容	税務相談・税務書類の書き方指導等。	

消費税の期限内納付を 忘れずに。

期限内納付が難しい場合は、所轄の税務署（徴収担当）へご相談ください。(※4)

消費税には申告・納付期限(※1)があります。

申告・納付には e-Tax が利用できます。

個人事業者の方は 振替納税も利用できます。

★消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
★基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です(※2)。
★期限を過ぎると延滞税がかかります。
★確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要)(※5)

①法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
②基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
③地方消費税を含まない年税額をいいます。
④税務署に申請することにより、納税が猶予される制度があります。
⑤直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書」を提出する旨の届出書を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

法人会



厚生労働省
神奈川労働局

神奈川県最低賃金

令和5年10月1日～

時間額 **1,112円**

(9月30日まで1,071円)

神奈川県最低賃金は、県内の事業場で働く、常用・臨時・パート・アルバイト等すべての労働者に適用され、使用者はこの金額以上を労働者に支払う必要があります

賃金の引上げを支援します！！

* 中小事業者で、賃金引上げとその他のための設備投資等を行う場合で、一定の要件を満たすときは、「業務改善助成金」を利用できます

(申請・問合せ先)

神奈川労働局雇用環境・均等部企画課

電話 045-211-7357

(問合せ先)

神奈川働き方改革支援センター

電話 0120-910-090

東京都 1,113 円 埼玉県 1,028 円 千葉県 1,026 円
いずれの改正日も10月1日です

問合せ先 神奈川労働局労働基準部賃金室又は各労働基準監督署

小田原労働基準監督署 小田原市栄町1-1-15ミナカ小田原9階 電話0465-22-7151

インボイス制度において特にご留意頂きたい事項

- 10月1日までに登録番号が通知されない場合の「**売手の対応**」と「**買手の仕入税額控除**」について

【売手の対応】

- ・ 次のような対応が可能です。
 - ① 事前にインボイスの交付が遅れる旨を先方に伝え、**通知後にインボイスを交付**する。
 - ② 通知を受けるまでは登録番号のない請求書等を交付し、**通知後に改めてインボイスを交付し直す**。
 - ③ 通知後にすでに交付した請求書等との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する**登録番号を書類やメール等でお知らせ**する。
- ・ 小売業等で上記のような対応が困難な場合、事前に**インボイスの交付が遅れる旨を事業者のHPや店頭**にて相手方にお知らせした上で、次のような対応が可能です。
 - ① 事業者のHP等において登録番号を掲示し、相手方にそのページとレシートを併せて保存してもらう。
 - ② 買手側からの電話等に応じ、登録番号等をお知らせし、相手方にその記録をレシートと併せて保存してもらう。

※ これらの取扱いとは、**経過的な取扱い**です。通知が届いてインボイスを交付できるようになった日以降は、記載事項を満たしたインボイスを交付していただく必要がありますので、ご注意ください。

【買手の対応】

- ・ 買手の申告期限までに売手から記載事項を満たすインボイス又は登録番号のお知らせが**届かない場合**であっても、事前に売手がインボイス発行事業者の**登録を受ける旨が確認できた場合**は、仕入税額控除可能です。
⇒ この場合、**事後的に交付されたインボイスや登録番号の通知を保存することが必要**となります。なお、事後的にも保存ができなかった場合には、仕入税額控除を行った翌課税期間において仕入税額控除を調整することとして差し支えありません。

※ 基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者は、令和5年10月1日～令和11年9月30日までの間、税込1万円未満の課税仕入れについて、帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能（「**少額特例**」といいます）ですので、上記対応は**不要**です。

- 国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」には、上記内容を詳しく取りまとめた資料や「お問合せの多いご質問(随時更新)」を掲載しておりますので、併せてご覧ください。

インボイス制度特設サイト



SHONAN BELLMARE FUTSAL CLUB



連敗脱出!

7月からの連敗を7でストップ。

7/2(土)に行われた立川アスレティックFC戦から負けが続いてしまいましたが、9/9(土)メタックス体育館にて行ったバサジィ大分戦で8試合ぶりの勝利を収め、連敗をストップしました。今シーズンはスローガンを小田原出身の二宮尊徳翁の言葉を参考に《精湘為大》としており、この苦しい期間で得た経験を今シーズンの残りの試合でぶつけます。昨シーズンに発表した5ヵ年計画での最終目標である"アジアチャンピオン"に向け、選手、スタッフだけでなく、ファンやサポーター、そして支えていただいている企業や団体の皆様と共に戦っていきます。

小児がん啓発プロジェクトを実施!

かつて湘南ベルマーレフットサルクラブに所属し、自身がガンと戦いながらも現役のフットサル選手として活躍し続けた、故・久光重貴選手。ガンになったことで、小児がんの存在を知り、治療に励む子どもたち、その親御さんへ笑顔を届けるべく、《フットサルリボン》という団体を作り、啓発活動やフットサル教室を行い、子どもたちの笑顔を繋いできました。2020年に久光選手は亡くなってしまいましたが、その素晴らしい取り組みをクラブでも継承しております。

9月は世界的な小児がんの啓発期間である"global gold September campaign"を行っております。日本ではまだ認知度も低いですが、より多くの皆様に小児がんのことを知ってもらうために、Jリーグ湘南ベルマーレと我々の活動区域の行政の皆さまや企業の皆さまに協力いただき、小田原城や江ノ島シーキャンドル、松田山ハーブ館、秦野戸川公園、平塚駅前噴水をゴールドにライトアップしていただきました。そして9/9(土)の大分戦は《ヒサと共に。》と題し、選手入場の際にファン、サポーターの皆様の協力もあり、アリーナをゴールドに染めました。

試合結果

- ・7/17 VSバサジィ大分
1-4 LOSE
- ・7/22 VSベスカドーラ町田
1-3 LOSE
- ・7/29 VSしながわシティ
2-3 LOSE
- ・8/6 VS名古屋オーシャンズ
2-7 LOSE
- ・8/12 VSシュライカー大阪
0-1 LOSE
- ・9/2 VS立川アスレティックFC
1-6 LOSE
- ・9/9 VSバサジィ大分
4-2 WIN
- ・9/24 VSベスカドーラ町田
2-2 DRAW

順位 8位(全12チーム)

=プロフィール=



- ◆氏名
ナタン・フェリペ・デ・モラレス (NATĂ FELIPE DE MORAES)
- ◆生年月日
1999年6月11日 (24歳)
- ◆背番号
14
- ◆国籍
ブラジル
- ◆身長/体重
193cm/95kg

ブラジル人選手 ナタン選手入団!

アゼルバイジャンリーグチャンピオンチームより、ナタン選手が入団! 193cmと大柄なブラジル人選手で、その長身とパワーを活かしたプレーが特徴の24歳。後半戦の巻き返しは彼の活躍が鍵となります。背番号は14番です。

軽油引取税について

【軽油引取税とは】

バスやトラックなどの燃料である軽油の引取り（購入）に課される税金です。

【納める人】

特別徴収義務者として指定されたガソリンスタンドの経営者などが、軽油を購入した消費者から軽油代金と一緒に税金を受け取り、毎月分をまとめて翌月末日までに県に申告して納めています。

【納める額】

消費者が軽油を購入した場合は、1リットルにつき32円10銭分の軽油引取税がその価格の中に含まれています。

【免税】

船舶の動力源等一定の用途に供する軽油の購入については、令和6年3月31日までの間、免税の対象となります。免税の適用を受けるためには、事前に免税軽油使用者証の交付を受けるなどの手続きが必要です。

【不正軽油には罰則も】

軽油に灯油や重油を不正に混ぜると不正軽油となります。これらを製造したり、販売したり、使用したりする者のほか、不正軽油と知りながら運搬や製造場所の提供にかかわった者なども重く罰せられます。

◇問合せ先 小田原県税事務所 間税課
TEL 0465-32-8000（代）

7つの間違い探し

間違い探し『四谷怪談』の答え

- ①飛び火（中上）
- ②お岩の目線（中央）
- ③紋（中央）
- ④刀のさや（中央）
- ⑤笹（右中）
- ⑥子どもの口（左下）
- ⑦炎の大きさ（中下）

パズル・

四字熟語

【答え】①…首尾一貫 ②…先手必勝

小田原法人会 提携商品

創業支援ローン

スタート

START

さがみ信用金庫では起業家の方々をはじめの一步から応援します！

金利

固定金利 年1.00%

※但し、当初2年間は0%

金額

10万円以上
500万円以内

融資新規取扱手数料

法人会からの紹介案件の場合

無料

※通常11,000円

事業資金のご相談は…

お客様サポートダイヤル

0120-426-614

※お申し込みについて所定の審査をさせていただきます。その結果、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。

TRUbank Sagami

さがみ信用金庫

年末調整手続の電子化について

1 年末調整手続の電子化って何？

これまでの年末調整では、従業員は保険会社から保険料控除証明を書面（ハガキ）で受け取り、それを基に手書きで保険料控除申告書を作成して書面で勤務先に提出するなど、年末調整の一連の手続きを書面で行っていました。

この一連の手続きが電子化されると、従業員は控除証明書を電子データで受け取り、当該データを電子化に対応した民間ソフトウェアや国税庁が提供する年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（通称「年調ソフト」）にインポートすることで、各種控除申告書をデータ作成しメール等で勤務先に提出することができるようになります。

なお、詳細については、国税庁ホームページの「年末調整手続の電子化に向けた取組について」(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>)をご覧ください。

2 電子化のメリットとは？

【勤務先のメリット】

- ① 保険料控除等の控除額の検算が不要
- ② 控除証明書等のチェック事務が削減（従業員が控除証明書等データを利用した場合）
- ③ 従業員からの問い合わせが減少
- ④ 年末調整関係書類の保管コストが削減

【従業員のメリット】

- ① 控除額等の記入・手計算が不要
- ② 控除証明書等データを紛失しても再交付依頼が不要
- ③ 勤務先からの問合せが減少

3 国税庁が提供する「年調ソフト」とは？

国税庁では、控除証明書の電子データの取込から控除申告書のデータ作成に対応した「年調ソフト」を開発し、各アプリストアや国税庁ホームページで公開しています。

（注）現在お使いの給与計算ソフト等への取込機能については、お使いのソフト開発業者様へご確認ください。

4 マイナポータル連携について

従業員の方が保険会社等から取得する控除証明書等データについては、保険会社等のウェブサイトから入手する方法のほか、マイナポータルを通じて一括取得することができます（マイナポータル連携）。詳しくは国税庁ホームページの「マイナポータル連携特設ページ」(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mynapo.htm>)をご覧ください。

～ 税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス
<https://www.nta.go.jp> ～

modern 湯治
おんりーゆー
榎里湯



営業時間：10:00～20:00（最終入館 19:30）
食事処：11:30～19:00（ラストオーダー）
〒250-0121 神奈川県南足柄市広町 1520-1
TEL.0465-72-1126 FAX.0465-74-0449

おんりーゆー

公式HP LINE

神奈川県未病対策モデル施設「未病いよしの里の駅」全6駅登録施設

見える・聞こえる



創業 1962年

メガネ・コンタクト 補聴器・時計電池

当店には正しい技術と豊富な知識の
【国家検定 1級眼鏡作製技能士】・【認定補聴器技能者】が在籍
ひとりひとりに合わせた眼鏡・補聴器のご相談を承ります

湯河原

メガネ・補聴器・時計電池
メガネの三洋本店
住所：湯河原町土肥5-1-2（湯河原駅徒歩3分）
電話番号：0465-63-6634
営業時間：9時30分～18時30分
定休日：年末年始

メガネ・コンタクト
グラスフィズ湯河原店
住所：湯河原町門川441-1（湯河原駅役場前）
電話番号：0465-63-7734
営業時間：9時00分～18時00分
定休日：日曜・祝日・第4土曜日

<小田原駅東口徒歩5分>
大人気インスタプランや無国籍料理プランなど、コースが充実！
貸切も可能20～最大70名様！

洋食居酒屋 ラ・パルワールド
La palourde

※ご宴会早期予約特典！！
事前に5000円以上の宴会プラン予約すると
・10名様以上でマグナムワイン1本
・20名様以上でマグナムワイン2本
・30名様以上でマグナムワイン3本または焼酎一升プレゼント致します！

※コースは全12種（価格は税込）
・宴会や女子会に！2時間飲み放題付『チーズタッカルビコース』<全7品>5,000円
・3時間飲み放題&ケーキ付『アニバーサリーパスデプラン』<全6品>5,000円
・ワイン3時間飲み放題で結婚式二次会に◎『プレミアムコース』<全7品>5,000円

おすすめ

韓国製鉄板で作る
チーズタッカルビ

渡り蟹の
トマトクリームパスタ

花束に見立てた
ブーケサラダ

15種類以上の
厳選ワイン

洋風居酒屋 La palourde (ラ・パルワールド)
【電話】0465-24-5071
【住所】神奈川県小田原市栄町2-11-9
【営業時間】
月～金 ランチ 11:30～14:00 (L.O.13:30)
月～土 ディナー 17:30～22:00 (L.O.21:30)
※日曜定休



うなぎ・うなぎ重コース（二名様）
前菜三品・うなぎ・うなぎ重・香の物・お甘

国登録有形文化財旧豊島邸

うなぎすい
うなぎすい

豊島鰻寮
一月庵

国登録有形文化財
「旧豊島邸」で味わう
絶品「うなぎ料理」の数々

豊島鰻寮 一月庵 ☎050-3623-2102
〒250-0011 神奈川県小田原市栄町4-9-44

